

令和8年第1回臨時会

議 案

令和8年6月26日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和8年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和8年6月26日

開会 午後4時30分

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 選挙第 1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について

日程第 5 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和8年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号））

日程第 6 報告第 1号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

日程第 7 報告第 2号 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について

日程第 8 議案第 7号 令和8年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）について

日程第 9 議案第 8号 災害対応特殊救急自動車の取得について

日程第10 議案第 9号 （仮称）みらい平消防署新築工事請負契約の締結について

日程第11 議案第10号 指定管理者構成法人の一部変更について

日程第12 議案第11号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

選挙第 1 号

常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 103 条及び第 292 条の規定により、常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長を次のとおり選挙するものとする。

令和 8 年 6 月 26 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合議会

記

常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長 豊 島 葵 議員

承認第 1 号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和 8 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 6 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

専 決 処 分 書

令和８年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第１号）について、特に緊急を要し、組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年３月１９日

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

令和8年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)

令和8年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,375,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		321,839	2,393	324,232
	1 総務管理費	308,780	2,393	311,173
	2 防災費	12,840	0	12,840
4 衛生費	3 監査委員費	219	0	219
		3,841,287	1,669	3,842,956
	1 清掃費	3,841,287	1,669	3,842,956
8 予備費		100,000	△ 4,062	95,938
	1 予備費	100,000	△ 4,062	95,938
歳出合計		9,375,679	0	9,375,679

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	321,839	2,393	324,232				2,393
4 衛生費	3,841,287	1,669	3,842,956				1,669
8 予備費	100,000	△ 4,062	95,938				△ 4,062
歳出合計	9,375,679	0	9,375,679	0	0	0	0

2 歳出

(款)2 総務費 (項)1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	259,065	2,393	261,458				2,393	1,079	会計年度任用職員報酬	1,079
								469	3 職員手当等	255
								705	4 共済費	214
										677
										28
								140	8 旅費	140
計	308,780	2,393	311,173	0	0	0	2,393			

(款)4 衛生費 (項)1 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債その他					
1 環境センター費	3,838,826	1,669	3,840,495	0	0	0	1,669	1 報酬 3 職員手当等 8 旅費	1,149 498 22	会計年度任用職員報酬 期末手当 勤勉手当 費用弁償
計	3,841,287	1,669	3,842,956	0	0	0	1,669			

(款)8 予備費 (項)1 予備費

1 予備費	100,000	△ 4,062	95,938	0	0	0	△ 4,062	△ 4,062	共通分	△ 4,062
計	100,000	△ 4,062	95,938	0	0	0	△ 4,062			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補 正 後	(10) 300	3,472	1,218,581	1,148,160	448,906	2,819,119	
補 正 前	(10) 299	1,244	1,218,581	1,147,193	448,229	2,815,247	
比 較	(0) 1	2,228	0	967	677	3,872	

() 書きは、短時間勤務職員の数

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区分	管理手	職当	扶当	養当	地手	城当	通手	勤当	住手	居当	単身赴任当手	時手	外当	管理職員特別勤務手当	期手	末当	勤手	勉当	特殊勤務手	休日勤務当	夜間勤務手	退職手当金負担金
		28,380	28,380	36,348	128,830	23,646	19,504	360	56,979	3	296,527	249,355	16,532	77,614	27,672	186,530							
		28,380	28,380	36,348	128,830	23,646	19,504	360	56,979	3	296,077	248,976	16,532	77,614	27,672	186,272							
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	450	379	0	0	0	258							
		比較	0	0	0	0	0	0	0	0	450	379	0	0	0	258							

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補 正 後	(10) 298	0	1,218,581	1,146,695	448,229	2,813,505	
補 正 前	(10) 298	0	1,218,581	1,146,695	448,229	2,813,505	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	

() 書きは、短時間勤務職員の数

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区 分	(単位:千円)														
		管理 手当	職 扶 手当	養 地 手当	城 通 手当	勤 住 手当	居 単 身赴任 手当	時 間 外 勤 務 手当	管理職員 特別勤務 手当	期 手	末 勤 手	勉 手	特殊勤務 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当 負担金
	補正後	28,380	36,348	128,830	23,646	19,504	360	56,979	3	295,807	248,748	16,532	77,614	27,672	186,272	
	補正前	28,380	36,348	128,830	23,646	19,504	360	56,979	3	295,807	248,748	16,532	77,614	27,672	186,272	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 料				費 用		合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当		賞与			
補 正 後	(0) 2	3,472		1,465		4,937	677	5,614	
補 正 前	(0) 1	1,244		498		1,742	0	1,742	
比 較	(0) 1	2,228		967		3,195	677	3,872	

() 書きは、短時間勤務職員の数

(単位 千円)

職員手当 の内 訳	区 分	管 理 手	職 当	扶 手	養 当	地 手	城 当	通 手	勤 当	住 手	居 当	単 手	身 赴 任 当	時 手	間 当	外 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 手	末 当	勤 手	勉 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	退 職 手 当	金 担 負
	補正後																		795	670						
	補正前																		270	228						
	比 較																		525	442						

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
報酬	2,228	1	その他の増減分	2,228	人事異動による
職員手当	967	1	その他の増減分	967	人事異動による

提 案 理 由

承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

行政部局において、職員に長期療養休暇が見込まれるため、業務体制を維持するための代替会計年度任用職員を新規雇用する費用として人件費を増額するものです。

本補正については、組合議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月19日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 26 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第
６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年　５月２１日

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者　松 丸 修 久

１　和解の相手方

住　所　茨城県守谷市野木崎１３４１

氏　名　常総アップサイクルパーク共同事業体

代表構成法人リバリューマネジメント株式会社

代表取締役　河西　健一郎

２　損害賠償の額

３９５，０３１円

３　損害に係る経緯の概要

令和８年３月１日に、常総環境センターで作業手順の誤りによる設備トラブルが発生し、常総広域地域交流センターへの熱源水供給が停止しました。この影響で、指定管理を行う常総アップサイクルパーク共同事業体は予備ボイラーでの昇温運転に切り替え、一部浴槽を閉鎖して利用客を制限しました。このトラブルによる追加燃料費やキャンセルによる収入減を受け、当該事業体は令和８年４月８日に組合に対して損害賠償請求を行いました。

４　和解の概要

組合と常総アップサイクルパーク共同事業体との基本協定に基づき、組合は損害賠償の義務があるが、常総環境センター運営管理受託者であるタクマ・タクマテクノス特定ＪＶが原因となる損害については、当該ＪＶが相手方に上記２の金額を支払うことで、相手方は組合への損害賠償請求権を放棄し、今後一切の異議申し立てや請求を行わないことを合意しました。

事故発生位置図



三者合意書

損害賠償に関する合意書

常総地方広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）、タクマ・タクマテクノス特定運營業務共同企業体（以下「乙」という。）及び常総アップサイクルパーク共同事業体（以下「丙」という。）は、令和8年3月1日に発生した常総環境センターから地域交流センターへの熱源温水の供給停止事故（以下「本件事故」という。）に関し、以下のとおり合意する。

（事実関係の確認）

第1条 甲、乙および丙は、本件事故により、甲に金1,654円の損害（以下「甲の損害」という。）が発生し、丙に金395,031円の損害（以下「丙の損害」という。）が発生したことを相互に確認する。

（損害賠償の支払い）

第2条 乙は、本件事故に関する一切の解決のため、甲と丙に対し次のとおり本件損害の賠償を支払う。

- （1） 乙は、甲に対し、甲の損害の賠償として金1,654円を、令和8年6月30日までに、甲が指定する銀行口座に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- （2） 乙は、丙に対し、丙の損害の賠償として金395,031円を、令和8年6月30日までに、丙が指定する銀行口座に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（求償権の放棄）

第3条 乙は、前条に基づき丙に対して支払った賠償金について、甲に対し、その原因の如何を問わず、一切の求償（費用の請求）を行わないものとする。

（清算条項）

第4条 丙は、乙から第2条の支払金を受領したことをもって、本件事故に関する乙への損害賠償請求権その他一切の請求権を全て放棄する。

- 2 丙及び乙は、本件事故に関し、甲に対して何らの請求（損害賠償、損失補填、管理責任の追及等を含むがこれらに限られない）を行わないことを確約する。
- 3 甲、乙及び丙は、本件事故に関し、この合意書に定めるもののほか、相互に何らの債権債務が存在しないことを確認する。

(秘密保持)

第5条 甲、乙及び丙は、この合意書の内容及び本件事故の詳細について、第三者に漏洩してはならない。ただし、法令等に基づく開示義務がある場合や、議会への報告及び監査委員その他法令上の監査・検査への対応のために必要な場合、又は弁護士・税理士等の専門家に相談する場合はこの限りではない。

(協議解決)

第6条 この合意書に定めのない事項、またはこの合意書の解釈に疑義が生じたときは、三者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

令和8年5月21日

- (甲) 茨城県守谷市野木崎2522番地
常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松 丸 修 久 
- (乙) 東京都港区芝浦三丁目9番1号
タクマ・タクマテクノス特定運営業務
共同企業体代表企業
株式会社タクマ東京支社 
支社長 三田 靖
- (丙) 茨城県守谷市野木崎1341番地
常総アップサイクルパーク共同事業体
代表構成法人
リバリューマネジメント株式会社 
代表取締役 河 西 健一郎

報告第2号

令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について

令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

令和8年6月26日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4	1	ごみ組成分析委託	3,410,000	3,410,000					3,410,000
4	1	ごみ処理施設基本構想策定委託	7,260,000	2,244,000					2,244,000
6	1	(仮称) みらい平消防署建設事業基本・実施設計	35,547,600	35,547,600			25,500,000		10,047,600
6	1	(仮称) みらい平消防署水槽車新規AVM・車載無線機SI費用	5,958,000	5,958,000					5,958,000
6	1	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入事業	78,339,000	78,339,000		22,399,000	47,500,000		8,440,000
6	1	災害対応特殊水槽車購入事業	86,850,000	86,850,000			86,400,000		450,000
6	1	守谷消防署他6署所防犯カメラ設置工事	2,462,000	2,462,000					2,462,000
6	1	防災情報ネットワークシステム（衛星通信設備）更新事業負担金	11,207,000	11,207,000			11,200,000		7,000
6	1	大型自動車免許取得補助金	750,000	300,000					300,000
合 計			231,783,600	226,317,600		22,399,000	170,600,000		33,318,600

議案第 7号

令和8年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)

令和8年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,567千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,378,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月26日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入					(単位 千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
3 国 庫 支 出 金		77,867	△ 12,633	65,234	
	1 国 庫 補 助 金	77,867	△ 12,633	65,234	
7 組 合 債		1,548,700	15,200	1,563,900	
	1 組 合 債	1,548,700	15,200	1,563,900	
歳 入 合 計		9,375,679	2,567	9,378,246	

2 歳出					(単位 千円)
款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 土 木 費			371,262	18,266	389,528
		1 都 市 計 画 費	371,262	18,266	389,528
6 消 防 費			3,893,563	△ 5,539	3,888,024
		1 消 防 費	3,893,563	△ 5,539	3,888,024
8 予 備 費			95,934	△ 10,160	85,774
		1 予 備 費	95,934	△ 10,160	85,774
歳 出 合 計			9,375,679	2,567	9,378,246

第2表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
(仮称)みらい平消防署新築工事 監理業務委託	令和8年度から令和9年度 まで	29,018	補正前に同じ	31,581
公園野球場改修工事監理業務委託	令和8年度から令和10年 度まで	44,800		45,100
公園野球場改修工事	令和8年度から令和10年 度まで	2,279,594		2,606,734

(単位 千円)

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率
野球場改修事業債	102,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。その他の場合は、債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により繰上償還又は、低利償に借換えすることができ。	123,700	補正前に同じ	
	27,100				20,600		
災害対応特殊救急自動車購入事業債							

(単位 千円)

予算補正に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	77,867	△ 12,633	65,234
7 組 合 債	1,548,700	15,200	1,563,900
歳 入 合 計	9,375,679	2,567	9,378,246

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 土 木 費	371,262	18,266	389,528	△ 13,490	21,700		10,056
6 消 防 費	3,893,563	△ 5,539	3,888,024	857	△ 6,500		104
8 予 備 費	95,934	△ 10,160	85,774				△ 10,160
歳 出 合 計	9,375,679	2,567	9,378,246	△ 12,633	15,200	0	0

2 歳入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
2 土木費 国庫補助金	58,470	△ 13,490	44,980	1 土木費 国庫補助金	△ 13,490	社会資本整備総合交付金	△ 13,490
3 消防費 国庫補助金	17,113	857	17,970	1 消防費 国庫補助金	857	緊急消防援助隊設備整備費補助金	857
計	77,867	△ 12,633	65,234				

(款)7 組合債 (項)1 組合債

3 土木債	102,000	21,700	123,700	1 土木債	21,700	野球場改修事業債	21,700
4 消防債	728,300	△ 6,500	721,800	1 消防債	△ 6,500	災害対応特殊救急自動車購入事業債	△ 6,500
計	1,548,700	15,200	1,563,900				

3 歳出

(款)5 土木費 (項)1 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債				その他	
1 公園 管理費	371,262	18,266	389,528	△ 13,490	21,700	0	10,056	12 委託料	22	設計監理委託料 野球場改修工事監理業務委託
								14 工事 請負費	18,244	野球場改修工事
計	371,262	18,266	389,528	△ 13,490	21,700	0	10,056			

(款)6 消防費 (項)1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源	財 源		一般財源	区 分	金 額		
					国県支出金	地方債					その他
2 消防施設費	897,692	△ 5,539	892,153	857	△ 6,500	0	104	12 委託料	770	設計監理委託料 (仮称)みらい平消防署新築 工事監理業務委託	770
								17 備品購入費	△ 6,309	車両購入費 災害対応特殊救急自動車 (1台)	△ 6,309
計	3,893,563	△ 5,539	3,888,024	857	△ 6,500	0	104				

(款)8 予備費 (項)1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 予備費	95,934	△ 10,160	85,774	0	0	0	△ 10,160		△ 10,160	共通分 消防分	△ 10,056 △ 104
計	95,934	△ 10,160	85,774	0	0	0	△ 10,160				

提 案 理 由

議案第 7 号 令和 8 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 (第 2 号) について

本案は、令和 8 年度一般会計予算について、変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製するものです。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 256 万 7 千円の増額です。

歳入の主なものは、国庫支出金で、土木費国庫補助金の減額、組合債で土木債の増額と消防債の減額です。

歳出の主なものは、土木費で野球場改修事業に係る事業費の増額と、消防費で（仮称）みらい平消防署新築工事監理業務に係る事業費の増額及び災害対応特殊救急自動車購入契約額の確定に伴う事業費の減額です。

議案第 8 号

災害対応特殊救急自動車の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合条例第13号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月26日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 取得の種別及び数量 | 災害対応特殊救急自動車 1 台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得の金額 | 42,285,562円 |
| 4 取得の相手方 | 茨城県水戸市泉町2丁目3番24号
茨城トヨタ自動車株式会社
代表取締役 幡谷 史朗 |

提 案 理 由

議案第 8 号 災害対応特殊救急自動車の取得について

本案は、消防車両の更新につき財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出するものです。

参考資料（議案第 8 号関係）

1 入札顛末書

管理者(甲)	事務局長(乙)	事務局次長(丙)	参事	課長(丁)	課長補佐	係長
						

入 札 顛 末 書

第1回開札年月日(令和8年4月28日執行)

契 約 件 名	令和8年度災害対応特殊救急自動車購入			
予定価格(事前公表)	-			
入 札 方 式	指名競争入札			
業 者 名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	備考
コーケンネットワークス株式会社	41,500,000円			
茨城トヨタ自動車株式会社 営業 開発部 法人営業グループ	38,441,420円			落札
茨城日産自動車株式会社 法人 営業部(県南)	41,250,000円			
以下余白				

入札金額及び予定価格には、消費税は含まれていません。

落札額(税抜)	38,441,420円
(落札額の110分の100)	
落札額(税込)	42,285,562円

2 物品類売買仮契約書



(仮) 物品類売買契約書

- 1 物品件名 令和8年度災害対応特殊救急自動車購入
- 2 納入場所 茨城県つくばみらい市福田759番地
常総地方広域市町村圏事務組合 つくばみらい消防署
- 3 納入期間 契約確定（議会議決日）の日から令和9年3月31日まで
- 4 契約金額 金42,285,562円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金3,844,142円）
- 5 支払条件 検査完了後一括払
- 6 契約保証金 常総地方広域市町村圏事務組合財務規則第115条第3号に基づき免除

上記物品類売買契約について、買受人と売渡人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月28日

買受人 住 所 茨城県守谷市野木崎2522番地
名 称 常総地方広域市町村圏事務組合
代表者名 管 理 者 松 丸 修 久



売渡人 住 所 水戸市泉町2丁目3番24号
名 称 茨城トヨタ自動車株式会社
代表者名 代表取締役 幡 谷 史 朗



3 概 要

○災害対応特殊救急自動車イメージ図

救急業務の高度化、高度救命処置用資機材の多様化への対応をしており、患者室内の広さとゆとりを迫及しています。救急車として実用性に優れた動力性能を確保し安定した走行、優れた機動性を有しています。また、緊急消防援助隊登録車両になります。



○車両仕様

- ・全長 5, 6 0 0 mm
- ・全高 2, 4 9 0 mm
- ・全幅 1, 8 9 0 mm
- ・排気量 2, 6 9 3 cc
- ・走行装置 4 輪駆動
- ・乗車人員 7 人
- ・主な仕様 高度救命処置用資機材
電動ストレッチャー
先進安全機能



○電動ストレッチャー

電動油圧システムを採用しており、「昇降ボタン」を押すだけで、無段階に最高位 1 0 4 cm から最低位 3 6 . 6 cm まで操作できます。体力的に不安を抱える人でも身体的負担が軽減されることにより、住民サービスの向上につながります。



議案第 9 号

(仮称) みらい平消防署新築工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合条例第13号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月26日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

記

- 1 契約の目的 令和8年度(仮称)みらい平消防署新築工事請負契約
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 2, 578, 400, 000円
- 4 契約の相手方 谷原・成島・令和特定建設工事共同企業体
代表構成員
茨城県つくばみらい市下長沼118番地1
谷原建設株式会社
代表取締役 小林圭一

提 案 理 由

議案第 9 号 (仮称) みらい平消防署新築工事請負契約の締結について

本案は令和 8 年度 (仮称) みらい平消防署新築工事の請負契約の締結です。

第四次消防基本計画に基づき、つくばみらい消防署谷和原出張所と東部出張所を統合し、(仮称) みらい平消防署を設置するものです。

参考資料（議案第 9 号関係）

1 入札願末書

管理者(甲)	事務局長(乙)	事務局次長(丙)	参事	課長(丁)	課長補佐	係長
						

入 札 願 末 書

第1回開札年月日(令和8年6月12日執行)

契 約 件 名	令和8年度(仮称)みらい平消防署新築工事			
予定価格(事前公表)	2,344,000,000円(税抜)			
最低制限価格の 設定の有無	有			
入 札 方 式	条件付一般競争入札			
業 者 名	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	備考
谷原・成島・令和特定建設工事 共同企業体	2,344,000,000円			落札

入札金額及び予定価格には、消費税は含まれていません。

落札額(税抜)	2,344,000,000円
(落札額の110分の100)	
落札額(税込)	2,578,400,000円

2 建設工事請負仮契約書

収入
印紙

(仮) 建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 令和8年度(仮称)みらい平消防署新築工事
- 2 工 事 場 所 茨城県つくばみらい市西櫛戸2016番地1他
- 3 工 期 契約確定(議会議決日)の翌日から令和10年3月31日まで
- 4 請負代金額 金2,578,400,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金234,400,000円)
- 5 支払条件 前 金 払:30%未満
中間前金払:無
残 額:竣工払
- 6 契約保証金 257,840,000円
または免除(常総地方広域市町村圏事務組合財務規則第115条第3号)

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

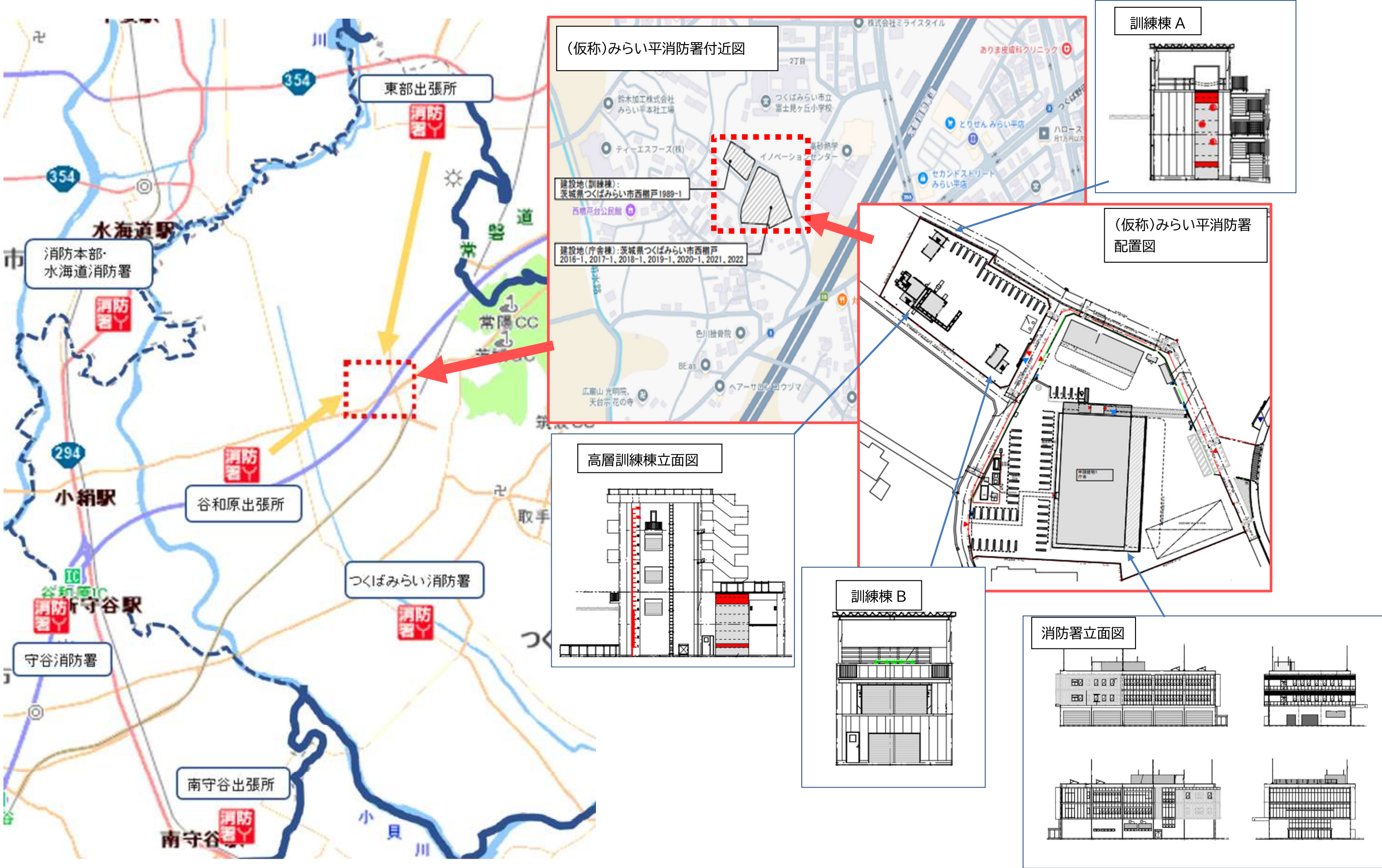
なお、この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第13号)第2条に規定する契約のため、組合議会の議決を得るまでは仮契約とし、組合議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和8年6月12日

発注者 住 所 茨城県守谷市野木崎2522番地
名 称 常総地方広域市町村圏事務組合
代表者名 管 理 者 松 丸 修 久

受注者 住 所 茨城県つくばみらい市下長沼1丁目5番地01
名 称 谷原・成島・令和 特定建設工務共同企業体
代表者名 谷原建設株式会社 代表取締役 小林 孝一

3 概要



○敷地面積 7, 524.70 m² 庁舎棟敷地 5, 709.03 m²
 訓練棟敷地 1, 815.67 m²

- 35 -

議案第10号

指定管理者構成法人の一部変更について

常総運動公園及び常総広域地域交流センターの指定管理者の構成法人の一部変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月26日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

記

1. 変更内容

変 更 後	変 更 前
(共同事業体名称) 常総アップサイクルパーク共同事業体 (代表法人) リバリューマネジメント株式会社 (構成法人) ▶株式会社バディ企画研究所 ▶ <u>シダックス・コミュニティープラス株式会社</u> ▶株式会社パシュート ▶REI SUPER MANAGERS 株式会社	(共同事業体名称) 常総アップサイクルパーク共同事業体 (代表法人) リバリューマネジメント株式会社 (構成法人) ▶株式会社バディ企画研究所 ▶ <u>シダックス株式会社</u> ▶株式会社パシュート ▶REI SUPER MANAGERS 株式会社

※構成法人の担当業務に変更はない。

提 案 理 由

議案第 1 0 号 指定管理者構成法人の一部変更について

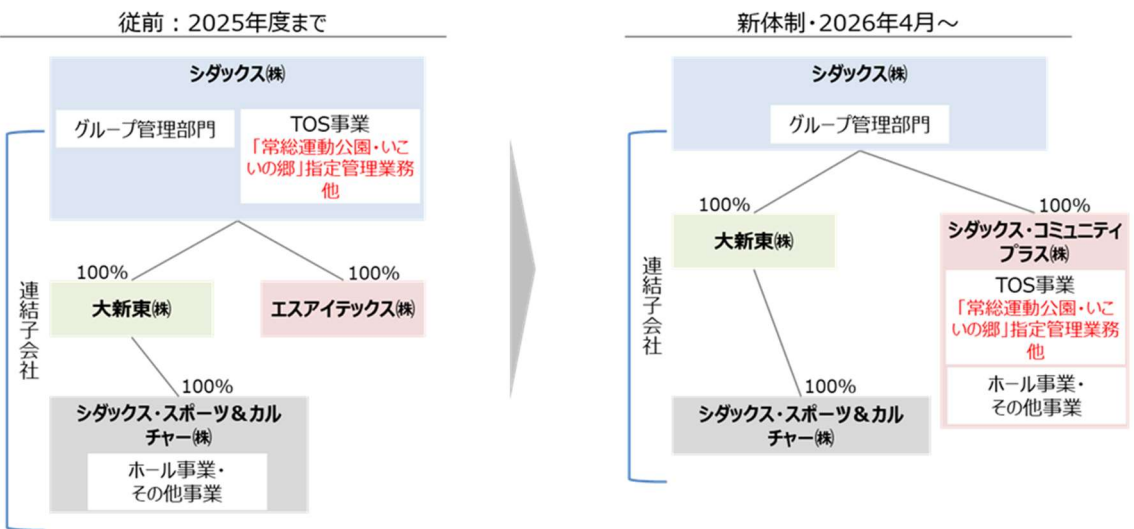
常総運動公園及び常総広域地域交流センターの指定管理者の構成法人の一部変更について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決に付するものです。

参考資料（議案第 10 号関係）

1. 変更理由

現在の指定管理者共同事業体構成法人であるシダックス株式会社において、グループの事業拡大及び事業運営の合理化・効率化を図ることを目的とした事業体制の再編・統合により、当組合施設における指定管理業務を含む一部事業についてシダックス・コミュニティープラス株式会社へ事業譲渡するもの。

【再編・統合イメージ】



【株主及び保有株式数】

変更後法人	発行株式数	株主及び 保有株式数（保有率）
シダックス・コミュニティー プラス株式会社	200株	シダックス株式会社 200株（100%）

2. 変更構成法人の比較

	変 更 後	変 更 前
名 称	シダックス・コミュニティー プラス株式会社	シダックス株式会社
代 表 者	代表取締役 織原 智昭	代表取締役会長兼社長 志太 勤一
住 所	東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3	東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3
資 本 金	1,000万円	1億円
従業員数	219人	5,633人

3. 履行能力の維持確認

指定管理者共同事業体構成法人の一部変更にあたり、指定管理業務の履行能力及びサービス水準の維持継続性について審査したところ、当該業務を継続して遂行する体制が整っており、施設の安定的な管理運営に支障がないと認められる。

項 目	内 容	評 価
資格要件	業務に必要な資格保持者を配置できるか 募集要項で定めた欠格事項に該当していないか	現在施設で従事している責任者及び従業員に変更はなく、現場の管理運営体制は変更前と同様に維持され提供されるサービスに変更はない
実 績	同種施設の管理実績など十分なノウハウがあるか	
サービス水準	公募時の提案内容（サービス水準）が維持されるか	
財務能力	共同事業体の財務健全性が損なわれないか	資本金の減少に伴う財務能力の低下が懸念されるが、シダックス株式会社が権利義務の承継後も完全親会社として引き続き指定管理業務の維持継続における履行責任を負うことを誓約している

4. シダックス株式会社からの誓約書

2026 年 5 月 13 日

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸 修久 様

東京都調布市調布ケ丘三丁目 6 番地 3

シダックス株式会社

代表取締役 会長兼社長 志太 勤



常総運動公園・常総広域地域交流センターの指定管理業務における、
連帯保証に関する誓約書

当社は、当社の連結子会社であるシダックス・コミュニティープラス株式会社へ「常総運動公園・常総広域地域交流センターの指定管理業務」における共同事業体の構成法人としての権利義務含む地位の承継にあたり、地位の承継後においても、以下の通り、連帯保証することを誓約いたします。

記

- ・ 共同事業体の構成法人の地位を承継するシダックス・コミュニティープラス株式会社(以下「SCP」という)が、指定管理業務の実施に関し、常総地方広域市町村圏事務組合に対して負うべき全ての債務(損害賠償責任、支払義務、契約上の義務を含む)について、当社は SCP と連帯して履行の責を負います。
- ・ SCP が、指定管理業務における共同事業体の構成法人としての義務に違反し、または不適切な行為を行なった場合、当社は自らの責任において、速やかに当該業務を適切に遂行、または是正いたします。

以上

議案第 11 号

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めること
について

議員選出の監査委員を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67
号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 26 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

記

同意を求める者の氏名

議員選出の監査委員 小 堤 修

提 案 理 由

議案第 1 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を
求めることについて

議員選出の監査委員、赤羽直一議員が組合議員を辞職したことにより、その後任を選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。